

(裏面)

該当する資格要件 該当するもののいずれか1つの記号を表面 □ に記入し、指定された証明書を添付する。

ア	大学院等在学経験者：盛土規制法令第22条第5号(宅造告示第1号)、都計規則第19条第1項第1号チ(都計告示38第1号)該当 大学(短期大学を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：在学期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
イ	大学卒業生：盛土規制法令第22条第1号、都計規則第19条第1項第1号イ該当 大学(短期大学を除く)又は旧大学で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
ウ	3年課程の短期大学卒業生：盛土規制法令第22条第2号、都計規則第19条第1項第1号ロ該当 短期大学で正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
エ	短期大学、高等専門学校卒業生：盛土規制法令第22条第3号、都計規則第19条第1項第1号ハ該当 前項以外の短期大学、高等専門学校又は旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
オ	高等学校卒業生：盛土規制法令第22条第4号、都計規則第19条第1項第1号ニ該当 高等学校、中等教育学校又は旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
カ	講習会修了者：盛土規制法令第22条第5号(宅造告示第4号)、都計規則第19条第1項第1号ト該当 土木又は建築に関する技術に関して10年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式1の3)
指定の国家資格を有する者	
キ	技術士：盛土規制法令第22条第5号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1項第1号ホ(都計告示39)該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書(様式1の3 技術部門を建設部門とする場合は不要)
ク	一級建築士：盛土規制法令第22条第5号(宅造告示第3号)、都計規則第19条第1項第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類：一級建築士免許証又は免許証明書の写し

注) この面で「盛土規制法令」とあるのは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令を、「宅造告示」とあるのは昭和37年3月29日付け建設省告示第1005号を、「都計規則」とあるのは都市計画法施行規則を、「都計告示38」とあるのは昭和45年1月12日付け建設省告示第38号を、「都計告示39」とあるのは昭和45年1月12日付け建設省告示第39号を表す。